

令和 7 年

# 草加市議会 9 月定例会議案

草 加 市



草加市告示第629号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により令和7年草加市議会9月定例会を次のとおり招集し、同条第7項の規定により告示する。

令和7年8月28日

草加市長 瀬戸 百合子

1 期 日 令和7年9月4日

2 場 所 草加市議会議場

## 議 案 目 次

第58号議案	令和6年度草加市一般会計歳入歳出決算の認定について……………	1
第59号議案	令和6年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	3
第60号議案	令和6年度草加市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について…	5
第61号議案	令和6年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	7
第62号議案	令和6年度草加市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について……………	9
第63号議案	令和6年度草加市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について…	11
第64号議案	令和6年度草加市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について……………	13
第65号議案	令和6年度草加市水道事業決算の認定について……………	15
第66号議案	令和6年度草加市立病院事業決算の認定について……………	17
第67号議案	令和6年度草加市公共下水道事業決算の認定について……………	19
第68号議案	令和7年度草加市一般会計補正予算（第6号）……………	別添
第69号議案	令和7年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）……………	別添
第70号議案	令和7年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）……………	別添
第71号議案	令和7年度草加市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）……………	別添
第72号議案	令和7年度草加市介護保険特別会計補正予算（第1号）……………	別添
第73号議案	令和7年度草加市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）……………	別添
第74号議案	令和7年度草加市立病院事業会計補正予算（第1号）……………	別添
第75号議案	職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について……………	21
第76号議案	草加市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	39
第77号議案	しんえい保育園耐震補強等工事請負契約の締結について……………	47

第78号議案	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて.....	51
--------	--------------------------------------	----

第 5 8 号議案

令和 6 年度草加市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度草加市一般会計歳入歳出決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子



第 5 9 号議案

令和 6 年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算  
の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度草  
加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を別添監査委員の意見を付け  
て議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子



第60号議案

令和6年度草加市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度草加市駐車場事業特別会計歳入歳出決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月4日提出

草加市長 瀬戸 百合子



第 6 1 号議案

令和 6 年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計歳入歳  
出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度草  
加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を別添監査委員の意見  
を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子



## 第 6 2 号議案

令和 6 年度草加市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度草加市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子



第 6 3 号議案

令和 6 年度草加市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度草加市介護保険特別会計歳入歳出決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子



## 第64号議案

令和6年度草加市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度草加市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月4日提出

草加市長 瀬戸 百合子



第 6 5 号議案

令和 6 年度草加市水道事業決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 6 年度草加市水道事業決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子



第 6 6 号議案

令和 6 年度草加市立病院事業決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 6 年度草加市立病院事業決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子



第 6 7 号議案

令和 6 年度草加市公共下水道事業決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 6 年度草加市公共下水道事業決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子



第75号議案

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年9月4日提出

草加市長 瀬戸 百合子

## 提 案 理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業の取得形態の多様化に伴う規定の整備を行うとともに、人事院規則の一部改正に鑑み、育児に係る両立支援制度に関し任命権者が講じる措置を定める必要を認めた。

これがこの条例案を提出する理由である。

## 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に、「同法」を「育児休業法」に改める。

第6条の2中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第7条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に、「休暇又は時間」を「育児時間又は介護時間」に、「当該減じた時間を」を「当該時間を」に、「当該減じた時間の」を「当該育児時間又は介護時間の」に改め、同条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第7条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第7条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第7条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第7条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第8条第1項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第9条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第9条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(草加市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第2条 草加市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成16年条例第36号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「第18条の2第1項」を「第18条の3第1項」に改める。

第18条の3を第18条の4とする。

第18条の2第1項中「申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)」を「請求等」に改め、同条を第18条の3とする。

第18条の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第18条の2 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第11号）第10条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 職員の育児休業等に関する条例第10条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和37年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「この条例において「現業職員」とは、一般職に属する職員」を「この条

例は、現業職員」に、「をいう」を「に適用する」に改める。

第3条の2中「職員」を「現業職員」に改める。

第4条第1項中「草加市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成16年条例第36号）第17条の規定による組合休暇」を「組合休暇（現業職員が任命権者の承認を得て登録された職員団体の業務又は活動に従事する期間における休暇をいう。）」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 現業職員が部分休業（当該現業職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該現業職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他市長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により市長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、任命権者が、現業職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該現業職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第4条の2（見出しを含む。）中「職員」を「現業職員」に改める。

第4条の3の見出し中「職員」を「現業職員」に改め、同条中「職員には」を「現業職員には」に改める。

（草加市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第4条 草加市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「一部を」を「全部又は一部を」に改める。

（草加市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第5条 草加市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成14年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「一部を」を「全部又は一部を」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間に部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第7条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。



職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の新旧対照表

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

旧	新
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条並びに<u>第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第6条の2 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数<u>及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）とする。</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第7条 <u>部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条並びに<u>第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第6条の2 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。<u>次条において同じ。</u>）とする。</p> <p>(第1号部分休業の承認)</p> <p>第7条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</u></p>

め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

- 2 草加市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成16年条例第36号）第15条第2項第8号の規定による特別休暇又は同条例第16条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が規則で定める休暇又は時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該減じた時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該減じた時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

- 2 草加市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成16年条例第36号）第15条第2項第8号の規定による特別休暇又は同条例第16条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が規則で定める育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第7条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合

(部分休業をする職員の給与)

第8条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第17条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減

であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第7条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第7条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第7条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業をする職員の給与)

第8条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第17条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第16条に規

額して給与を支給する。

2 条文略

(部分休業の承認の取消事由)

第9条 第5条の規定は、部分休業について準用する。

定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 条文略

(部分休業の承認の取消事由)

第9条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(草加市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

旧	新
<p>(介護休暇)</p> <p>第16条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第18条の2第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2 条文略</p> <p>3 条文略</p> <p>第18条 条文略</p>	<p>(介護休暇)</p> <p>第16条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第18条の3第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2 条文略</p> <p>3 条文略</p> <p>第18条 条文略</p>

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第18条の2 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第11号）第10条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 職員の育児休業等に関する条例第10条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第18条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 条文略

(勤務環境の整備に関する措置)

第18条の3 条文略

認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第18条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 条文略

(勤務環境の整備に関する措置)

第18条の4 条文略

(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

旧	新
---	---

(適用職員の範囲)

第2条 この条例において「現業職員」とは、一般職に属する職員で次の各号の一に掲げる者の行う労務を行うものうち技術者、監督者及び行政事務を担当する者以外の者をいう。

(1) 条文略

⋮

(5) 条文略

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第3条の2 前条第1項に規定する扶養手当については、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものには適用しない。

(給与の減額)

第4条 現業職員が勤務しないときは、休日である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に任命権者の承認があった場合(草加市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成16年条例第36号)第17条の規定による組合休暇の許可を受けた場合を除く。)を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料を減額した給与を支給する。

2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期(非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下この項において同じ。))にあっては、3歳)に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間(非常勤職員にあっては、正規の勤務時間から5時間4

(適用職員の範囲)

第2条 この条例は、現業職員で次の各号の一に掲げる者の行う労務を行うものうち技術者、監督者及び行政事務を担当する者以外の者に適用する。

(1) 条文略

⋮

(5) 条文略

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第3条の2 前条第1項に規定する扶養手当については、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された現業職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものには適用しない。

(給与の減額)

第4条 現業職員が勤務しないときは、休日である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に任命権者の承認があった場合(組合休暇(現業職員が任命権者の承認を得て登録された職員団体の業務又は活動に従事する期間における休暇をいう。))の許可を受けた場合を除く。)を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料を減額した給与を支給する。

2 現業職員が部分休業(当該現業職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該現業職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。))、父母、子、配偶者の父

5分を減じた時間)を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)、草加市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第16条の規定による介護休暇又は同条例第16条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(育児休業の承認を受けた職員)の給与)

第4条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。

(配偶者同行休業の承認を受けた職員)の給与)

第4条の3 草加市職員の配偶者同行休業に関する条例(平成27年条例第3号)第2条の承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

母その他市長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により市長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。)の介護をするため、任命権者が、現業職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下この項において「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)又は介護時間(当該現業職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(育児休業の承認を受けた現業職員)の給与)

第4条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の承認を受けた現業職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。

(配偶者同行休業の承認を受けた現業職員)の給与)

第4条の3 草加市職員の配偶者同行休業に関する条例(平成27年条例第3号)第2条の承認を受けた現業職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

(草加市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

旧	新
<p>(給与の減額)</p> <p>第15条 条文略</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の<u>一部</u>を勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他市長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により市長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、市長が指定するところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第15条 条文略</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の<u>全部又は一部</u>を勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他市長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により市長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、市長が指定するところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>

(草加市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

旧	新
<p>(給与の減額)</p> <p>第17条 条文略</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の<u>一部</u>を勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、管理者が指定するところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第17条 条文略</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の<u>全部又は一部</u>を勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、管理者が指定するところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>

第76号議案

草加市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

草加市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定  
するものとする。

令和7年9月4日提出

草加市長 瀬戸 百合子

## 提 案 理 由

埼玉県の高度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱の一部改正に鑑み、支給対象者の範囲を拡大する必要を認めた。

これがこの条例案を提出する理由である。

## 草加市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

草加市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和51年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

- (6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める2級の障害を有するもの

第2条に次の1項を加える。

- 5 この条例において「精神通院医療費」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条の規定により公費負担された医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号の精神通院医療（以下「精神通院医療」という。）に係るものに限る。）の自己負担分（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療の被保険者で、精神通院医療に該当する医療費を自己負担したが公費負担が発生しなかった場合もこれに含む。）をいう。

第3条第1項第1号ア中「含む」を「を含む」に改め、「（平成17年法律第123号）」を削る。

第4条第1項中「第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金」を「次に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金
- (2) 第2条第1項第6号に規定する重度心身障害者に係る精神通院医療費以外の一部負担金

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から

施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の第2条第1項第6号に該当する重度心身障害者に係る受給資格の登録その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

草加市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
<p>(定義)</p> <p>第2条 条文略</p> <p>(1) 条文略</p> <p>〽 〽</p> <p>(5) 条文略</p> <p>2 条文略</p> <p>〽 〽</p> <p>4 条文略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 条文略</p> <p>(1) 条文略</p> <p>〽 〽</p> <p>(5) 条文略</p> <p>(6) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める2級の障害を有するもの</u></p> <p>2 条文略</p> <p>〽 〽</p> <p>4 条文略</p> <p>5 <u>この条例において「精神通院医療費」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条の規定により公費負担された医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号の精神通院医療（以下「精神通院医療」という。）に係るものに限る。）の自己</u></p>

(対象者)

### 第3条 条文略

#### (1) 条文略

ア 他の市町村（特別区含む。以下同じ。）から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項又は第30条第1項の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する入所による介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受けている者

イ 条文略

ㇿ ㇿ

コ 条文略

#### (2) 条文略

ㇿ ㇿ

#### (13) 条文略

### 2 条文略

(医療費助成金)

第4条 市は、対象者に係る医療の一部負担金（第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金を除く。）について対象者に助成金を支給（以下「医療費助成」という。）するものとする。ただし、対象者の責め（税

負担分（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療の被保険者で、精神通院医療に該当する医療費を自己負担したが公費負担が発生しなかった場合もこれに含む。）をいう。

(対象者)

### 第3条 条文略

#### (1) 条文略

ア 他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項又は第30条第1項の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する入所による介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受けている者

イ 条文略

ㇿ ㇿ

コ 条文略

#### (2) 条文略

ㇿ ㇿ

#### (13) 条文略

### 2 条文略

(医療費助成金)

第4条 市は、対象者に係る医療の一部負担金（次に掲げるものを除く。）について対象者に助成金を支給（以下「医療費助成」という。）するものとする。ただし、対象者の責め（税の未申告等）により過分の自己負担があるときは、その額につき助成金の対象としない。

の未申告等)により過分の自己負担があるときは、その額につき助成金の対象としない。

- 2 条文略
- 3 条文略

(1) 第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者が医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金

(2) 第2条第1項第6号に規定する重度心身障害者に係る精神通院医療費以外の一部負担金

- 2 条文略
- 3 条文略



## 第77号議案

### しんえい保育園耐震補強等工事請負契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により一般競争入札に付したしんえい保育園耐震補強等工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、同法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第1号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 しんえい保育園耐震補強等工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 228,937,500円  
〔 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 〕  
20,812,500円
- 4 契約の相手方 埼玉県草加市瀬崎三丁目30番1号  
富士建設工業株式会社  
代表取締役 並 木 守

令和7年9月4日提出

草加市長 瀬戸百合子

## 提 案 理 由

草加市立しんえい保育園の園舎の耐震補強等を行うことにより、保育環境の改善を図るため、本工事を施工する必要を認めた。

これがこの議案を提出する理由である。

参 考 資 料

入 札 結 果 表

工 事 名 しんえい保育園耐震補強等工事  
公告年月日 令和7年5月8日  
開 札 日 時 令和7年6月6日 午前10時10分  
工 期 本契約締結の日から令和8年7月31日まで

(単位 円)

入 札 業 者 名	第1回	備考
富士建設工業株式会社	208,125,000	落札
笹沼建設株式会社	218,000,000	
株式会社高橋工務店	221,400,000	



第78号議案

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

村上昌巳氏を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 草加市 [REDACTED]

氏 名 村上昌巳  
むら にかみ まさ み

生年月日 昭和 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日

令和7年9月4日提出

草加市長 瀬戸百合子

## 提 案 理 由

固定資産評価審査委員会委員村上昌巳氏は、令和7年9月30日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を固定資産評価審査委員会委員に選任したく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

これがこの議案を提出する理由である。

参 考 資 料

経 歴

住 所 草加市 [REDACTED]

氏 名 村 上 昌 巳

生年月日 昭和 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日 ([REDACTED] 歳)

学 歴 昭和 6 3 年 3 月 武蔵大学経済学部卒業

職 歴 等 昭和 6 3 年 4 月 東武不動産株式会社入社

昭和 6 3 年 1 0 月 宅地建物取引士登録

平成 3 年 1 1 月 東武不動産株式会社退社

平成 3 年 1 2 月 株式会社村上不動産入社、現在に至る。

平成 1 2 年 3 月 公認 不動産コンサルティングマスター登録

平成 1 4 年 1 月 社団法人草加青年会議所（現 公益社団法人草加青年  
会議所）理事長に就任

平成 1 4 年 1 2 月 同会議所理事長任期満了

平成 1 5 年 1 1 月 株式会社村上不動産代表取締役就任、現在に至る。

平成 2 0 年 1 0 月 賃貸不動産経営管理士登録

平成 2 4 年 9 月 草加市景観審議会委員に就任

令和 2 年 4 月 公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉東支部専  
務理事に就任、現在に至る。

令和 4 年 5 月 草加市ふるさとまちづくり応援基金運営委員会委員に  
就任、現在に至る。

令和 4 年 1 0 月 草加市固定資産評価審査委員会委員に就任、現在に至  
る。

令和 5 年 1 月 草加市景観審議会委員任期満了

令和 7 年 4 月 草加市上下水道事業運営審議会委員に就任、現在に至  
る。

令和 7 年 7 月 草加市都市計画審議会委員に就任、現在に至る。

令和 7 年

# 草加市議会 9 月定例会報告

草 加 市

## 報 告 目 次

第 1 9 号報告	専決処分の報告について……………	1
第 2 0 号報告	専決処分の報告について……………	5
第 2 1 号報告	令和 6 年度健全化判断比率の報告について……………	9
第 2 2 号報告	令和 6 年度草加市水道事業会計資金不足比率の報告について……………	1 1
第 2 3 号報告	令和 6 年度草加市立病院事業会計資金不足比率の報告について……………	1 3
第 2 4 号報告	令和 6 年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計資金不足比率の報告について……………	1 5
第 2 5 号報告	令和 6 年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計資金不足比率の報告について……………	1 7
第 2 6 号報告	令和 6 年度草加市公共下水道事業会計資金不足比率の報告について…	1 9
第 2 7 号報告	アコス株式会社第 3 6 期事業計画及び事業収支予算書の提出について……………	2 1
第 2 8 号報告	アコス株式会社第 3 5 期事業報告書の提出について……………	2 3

## 第19号報告

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月4日提出

草加市長 瀬戸 百合子

## 専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について専決処分する。

損害賠償の額を定めることについて

草加市は、草加市の管理瑕疵により生じた事故の損害賠償の額を次のとおり定めるものとする。

1 損害賠償の額 6,350円

内訳 人身損害賠償の額 6,350円

（全国市長会学校災害賠償補償保険により全額補填）

2 損害賠償の相手方

住 所 草加市 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

3 事故の概要

令和7年4月8日午前11時50分頃、草加市瀬崎五丁目3番1号の草加市立瀬崎中学校において、校庭に設置した祝電ボードが強風で倒れて [REDACTED] 氏に当たり、同氏が負傷した。

## 専 決 処 分 理 由

草加市立瀬崎中学校において発生した事故に対し、その損害を賠償する必要を認めた。  
したがって、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された  
事項について専決処分する。

令和7年7月3日

草加市長 瀬 戸 百合子



## 第20号報告

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月4日提出

草加市長 瀬戸 百合子

## 専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について専決処分する。

損害賠償の額を定めることについて

草加市は、公園の管理瑕疵により生じた事故の損害賠償の額を次のとおり定めるものとする。

1 損害賠償の額 75,000円

内訳 人身損害賠償の額 75,000円

（全国市長会市民総合賠償補償保険により全額補填）

2 損害賠償の相手方

住 所 草加市

氏 名

親権者

3 事故の概要

令和5年3月19日午後3時頃、草加市新栄二丁目35番の新栄中央公園において、  
さんが遊具から落下した際、地中から突出していた石に接触し、  
さんが負傷した。

## 専 決 処 分 理 由

新栄中央公園において発生した事故に対し、その損害を賠償する必要を認めた。

したがって、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について専決処分する。

令和7年8月21日

草加市長 瀬戸 百合子



## 第 2 1 号報告

令和 6 年度健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 6 年度健全化判断比率を別添監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

令和6年度健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	5.4	30.2
( 11.27 )	( 16.27 )	( 25.0 )	( 350.0 )

(注)

- 1 健全化判断比率が負数（黒字）の場合は「—」で表示
- 2 実質赤字比率の実数値は△9.39%
- 3 連結実質赤字比率の実数値は△24.19%
- 4 括弧内の数値は、早期健全化基準を記載
- 5 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は小数点第3位以下を切捨て、実質公債費比率及び将来負担比率は小数点第2位以下を切捨て

## 第 2 2 号報告

令和 6 年度草加市水道事業会計資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 6 年度草加市水道事業会計資金不足比率を別添監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

令和6年度草加市水道事業会計資金不足比率

資金不足比率 (%)	備 考
<p style="text-align: center;">— ( 20.0 )</p>	<p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令 (平成19年政令第397号)第17条第1号の 規定により事業の規模を算定</p>

(注)

- 1 資金不足比率が負数（剰余）の場合は「—」で表示
- 2 実数値は△104.0%
- 3 括弧内の数値は、経営健全化基準を記載
- 4 資金不足比率は小数点第2位以下を切捨て

## 第 2 3 号報告

令和 6 年度草加市立病院事業会計資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 6 年度草加市立病院事業会計資金不足比率を別添監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

令和6年度草加市立病院事業会計資金不足比率

資金不足比率 (%)	備 考
<p style="text-align: center;">— ( 20.0 )</p>	<p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令 (平成19年政令第397号)第17条第1号の 規定により事業の規模を算定</p>

(注)

- 1 資金不足比率が負数（剰余）の場合は「－」で表示
- 2 実数値は△8.3%
- 3 括弧内の数値は、経営健全化基準を記載
- 4 資金不足比率は小数点第2位以下を切捨て

## 第 2 4 号報告

令和 6 年度草加都市計画新田西部地区画整理事業特別会計資金不足比率  
の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項  
の規定により、令和 6 年度草加都市計画新田西部地区画整理事業特別会計資金不足比率  
を別添監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

令和6年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計資金不足比率

資金不足比率 (%)	備 考
<p style="text-align: center;">— ( 20.0 )</p>	<p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令 (平成19年政令第397号)第17条第4号の 規定により事業の規模を算定</p>

(注)

- 1 資金不足比率が負数（剰余）の場合は「－」で表示
- 2 資金の不足額及び剰余額はなし
- 3 括弧内の数値は、経営健全化基準を記載
- 4 資金不足比率は小数点第2位以下を切捨て

## 第 2 5 号報告

令和 6 年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 6 年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計資金不足比率を別添監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

令和6年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計資金不足比率

資金不足比率 (%)	備 考
<p style="text-align: center;">— ( 20.0 )</p>	<p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令 (平成19年政令第397号)第17条第4号の 規定により事業の規模を算定</p>

(注)

- 1 資金不足比率が負数（剰余）の場合は「－」で表示
- 2 資金の不足額及び剰余額はなし
- 3 括弧内の数値は、経営健全化基準を記載
- 4 資金不足比率は小数点第2位以下を切捨て

## 第26号報告

令和6年度草加市公共下水道事業会計資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和6年度草加市公共下水道事業会計資金不足比率を別添監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和7年9月4日提出

草加市長 瀬戸 百合子

令和6年度草加市公共下水道事業会計資金不足比率

資金不足比率 (%)	備 考
<p style="text-align: center;">— ( 20.0 )</p>	<p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令 (平成19年政令第397号)第17条第1号の 規定により事業の規模を算定</p>

(注)

- 1 資金不足比率が負数（剰余）の場合は「－」で表示
- 2 実数値は△65.6%
- 3 括弧内の数値は、経営健全化基準を記載
- 4 資金不足比率は小数点第2位以下を切捨て

第 27 号報告

アコス株式会社第 36 期事業計画及び事業収支予算書の提出について

アコス株式会社第 36 期事業計画及び事業収支予算書について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり提出する。

アコス株式会社第 36 期事業計画及び事業収支予算書 別添

令和 7 年 9 月 4 日提出

草加市長 瀬戸 百合子



第 28 号報告

アコス株式会社第 35 期事業報告書の提出について

アコス株式会社第 35 期事業報告書について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）  
第 243 条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり提出する。

アコス株式会社第 35 期事業報告書 別添

令和 7 年 9 月 4 日提出

草加市長 瀬戸 百合子